



発行所
一般社団法人
横浜南青色申告会
〒232-0017
横浜市南区宿町2-44-6
電話：713-3111(代)
FAX：721-5782
発行人：武田 勝
編集責任者：野村 勇
広報委員長

青色だより

発行月(年6回発行)：1月・4月・6月・8月・10月・12月

青色申告会の輪を広げましょう~!! 「会員倍增(勸奨)運動」

11月末まで「会員倍增(勸奨)運動」を実施しております。
会員増強は、青色申告会発展の基盤でありますので、
発展をさせる為には、会員の皆様の力が必要となります。
会員皆様の周りの方々(ご近所、お知り合い、同業種、不動産賃貸をしている方)へ積極的に
お声をかけて頂いて、1人でも多くのご紹介を頂きますようお願い申し上げます。



新規会員のご紹介で

商品券
5,000円
プレゼント!!

(詳しい条件につきましては2面に掲載の【※1】をご覧ください)



決算準備指導会開催のお知らせ 予約不要・受付順

来年1月21日から開催予定の決算個別指導会を利用される方むけに、記帳(入力)確認等、令和6年分決算の事前準備のための指導会を下記の日程で開催いたします。決算個別指導会開催期間中(1月21日~3月17日)は、記帳(入力)確認はできませんので、ご自身の記帳内容の確認を受けたい方は、必ず当指導会をご利用ください。

OCR用紙(右図)をご利用の方は、当指導会でOCR用紙を配付いたしますので、必ずお受け取りください。OCR用紙の配付は当指導会開催期間のみとさせていただきますのでご了承ください。



OCR用紙見本

開催期間

令和6年10月1日(火)~11月29日(金)
[土日祝日・10月23日(水)・10月25日(金)・11月21日(木)を除く]

受付時間

午前の部 9時~11時
午後の部 13時~15時30分

1回の指導時間は45分程度となります。12時~13時は入場できません。

※受付人数が多数の場合、途中で受付を終了することがございます。

ご持参いただくもの

- 1. 帳簿(ブルーリターンAをご利用の方はデータ)
2. 事業用の預金通帳
3. 令和4年、令和5年分の決算書及び確定申告書(所得税・消費税)の控え
4. 10万円以上の資産(リース資産を含む)を購入された方は、金額や明細が分かる書類
5. 大規模な修繕をされた方は、金額や明細が分かる書類
6. 不動産所得の方で、入退去及び賃料に変更がある方は、その内容が分かる書類
7. 会員カード(お持ちの方)
8. その他必要と思われる書類

10月・11月は記帳(入力)確認期間です。

事務局のお休みのお知らせ

10/23(水)・10/25(金)・11/21(木)
終日お休みになります

会員の皆様にはご迷惑をおかけする事になりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

当会来所時に
会員カードのご提示を
お願いします。

当会来所時、受付に右図の会員カードのご提示をお願いいたします。お持ちでない場合は、来所時、事務局職員にお申し出ください。よろしくお願いいたします。



広告募集のご案内

横浜南青色申告会では青色だよりに掲載する広告を募集しています。会員の皆さんに青色だよりでお店や商品の紹介をしてみませんか? 会員の方限定、掲載料は、月額3,000円(サイズ:縦42mm×横79mm)からとなっております。詳しくは事務局広報担当(713-3111)までお問い合わせください。



### 11月の予定

- 11月14日(木) 納税表彰式  
(横浜市金沢産業振興センター 15時)
- 11月21日(木) 三役会 (青申会 13時)  
理事会 (青申会 14時)

### 支部等行事予定表

- 11月**  
5日(火) 大岡支部 定例役員会 (青申会 17時)
- 12月**  
9日(月) 港南支部 定例役員会  
(中之丸町内会館 18時)
- 17日(火) 大岡支部 定例役員会 (青申会 17時)
- 21日(土) 金沢支部 定例役員会  
(洲崎町内会館 18時)

## お知らせコーナー

### 納期のお知らせ

- ◎ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付 (第3期分)  
納期限 10月31日
- ◎ 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の納付 (第2期分)  
納期限 12月2日
- ◎ 個人事業税の納付 (第2期分) 納期限 12月2日

### 無料税務相談 (予約制)

- 【日程】 11月11日(月) 11月20日(水)  
12月10日(火) 12月20日(金)
- 【担当】 東京地方税理士会横浜南支部所属税理士
- 【場所】 横浜南青色申告会館
- 【時間】 午後1時より午後4時まで
- 【相談時間】 概ね30分程度
- 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へ  
お電話にてお申込みください。

### 無料法律相談 (予約制)

- 【担当】 沢藤総合法律事務所所属弁護士
- 【場所】 沢藤総合法律事務所
- 【相談時間】 概ね30分程度
- 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へ  
お電話にてお申込みください。



謹んでお悔やみ申し上げます。

- ◆ 大岡支部  
酒井 スミ様
- ◆ 港南支部  
関口 達司様

【本人死亡】

### 共済事業報告

### ● 住所変更手続き等のごお願い ●

転居や廃業された方、その他変更事項がある方は、青色申告会事務局(713-3111)へご連絡の上、手続きをお願いします。手続きをしていただかないと、住所変更等を行うことができません。退会される場合は、必ず所定の退会届出書を青色申告会事務局へご提出ください。

## ◆ 勧奨方法の一例 (事業所得/白色申告者へ勧奨編)

1面よりつづく



現在青色申告してるの?



青色申告?してないよ~  
青色申告するといろいろな特典がうけられて、節税にもなるんだよ。また所得税だけでなく、住民税や社会保険の負担も軽くなるんだよ!

勧奨にチャレンジして  
会員を1人でも多く増やして  
商品券をゲットしよう~!



	白色申告	青色申告 (特別控除65万円)	青色申告 (特別控除10万円)
収入金額等	6,000,000	同左	同左
必要経費	2,000,000	同左	同左
青色申告特別控除	なし	650,000	100,000
所得控除の合計(基礎控除含む)	1,880,000	同左	同左
課税される所得金額	2,120,000	1,470,000	2,020,000
所得税及び復興特別所得税の計	116,900	75,000	106,600
	白色申告より	41,900円お得	10,300円お得

※住民税・国民健康保険等も軽減されます



えっ、そうなの~!!!  
私が加入している青色申告会へ相談してみたら? 会員になると色々な会員サービスがあるから、よかったら紹介するよ



わかった!一度相談してみる~

### 【※1】【ご紹介の条件】

①と②の条件がそろって紹介者特典の扱いとなります。

- ① 既会員の方は、会へ「〇〇様を紹介します」と必ず連絡をする
- ② 紹介された方は、事務局来所時に「〇〇様からの紹介です」と必ず伝える

※再入会や事業主変更等(親から子へ等)は、ご紹介特典の対象になりません。

※ご紹介特典は、新規会員の方が入会金と会費(入会月より翌年4月分まで・例:10月に入会した場合は、10月から翌年4月分の7か月分となります)を、お支払いいただいた場合のみお送りいたします。

### 青色申告会の会員サービス

#### 記帳・決算支援

- 開業時はもちろん、毎日の帳簿のつけ方や正しい決算の仕方まで、全力でサポートいたします。
- 源泉徴収や年末調整、パソコン会計もしっかりフォロー。
- e-Tax(国税電子申告・納税システム)を推進しています!

#### 研修会・説明会

- 複式簿記、改正税法の研修会や、会計ソフトの説明会等を随時開催しています。

#### 国の記帳指導

- 国が納税者向けに実施をする記帳指導業務を受託しています。青色申告会の記帳指導実績と信頼の証明です。

#### 会員福利厚生

- 小規模企業共済制度など、事業主や従業員のための、国の退職金制度を取り扱っています。
- 割安な共済制度や各種保険のご案内をしています。
- 旅行やレクリエーションを開催しています。

#### 税制改正運動

- 国税や地方税制について、個人事業者の立場から要望しています。

#### 融資制度の紹介

- 日本政策金融公庫等の、低金利でお得な融資制度を紹介いたします。

#### 税務相談・法律相談

- 税務や法律上の問題点について、専門家による相談を受けられます。

個人で事業や不動産貸付などを行うすべての方は、記帳・帳簿の保存が必要です。

### 記帳・帳簿等の保存制度

- 記帳する内容 ▶ 売上などの収入、仕入や経費について、取引年月日や金額等を帳簿に記載します。
- 帳簿書類の保存 ▶ 帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を整理して保存する必要があります。

## 同じ記帳をするなら特典のある青色申告がお得です!

### Q 青色申告とは

A 毎日の売上や仕入などの取引内容を帳簿に記録し(記帳)、正しい記帳にもとづいて確定申告をする制度です。青色申告をすると、その特典を受けることができます。

### Q 青色申告をするには?

A 青色申告をしようとする方は、その年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を、納税地の所轄税務署に提出してください。  
※その年の1月16日以後に新たに開業した方は、開業の日から2か月以内に提出してください。

## 青色申告の3大特典

### ① 青色申告特別控除

最高65万円(もしくは最高55万円または最高10万円)

65万円

下記55万円の要件に加え、e-Taxによる申告(電子申告)または優良な電子帳簿保存を行うこと。

55万円

事業所得者や、一定規模以上の不動産所得者が、取引を正規の簿記の原則により記帳し、期限内に損益計算書と貸借対照表を確定申告書に添付して提出したとき。

10万円

簡易簿記で記帳したときや、小規模な不動産所得者など。

### ② 純損失の繰越控除・繰戻還付

#### 繰越控除

所得が赤字(純損失)になった場合、赤字金額を次の年から3年間、各年分の黒字金額から控除できます。

#### 繰戻還付

赤字金額を繰り戻して前年分の所得税額の還付を受けられます。

### ③ 青色事業専従者給与

事業主と生計を一にする親族が事業に専従している場合、支払う給与(相当であると認められる金額)が必要経費になります(事前届出が必要)。

特典は約60項目あります!

# 給与支払報告書や償却資産申告書はeLTAXで電子提出を!

## ～給与支払報告書の提出について～

【提出期限】令和7年1月31日(金)です!

「提出にあたりご留意いただきたいこと」

### ● 早期提出へのご協力をお願いします。

1月27日頃から提出が非常に集中するため、提出後のお問合せ等に対応することが困難になります。早期提出にご協力ください。

### ● 納入書は前年度の納入方法にあわせて送付しています。

横浜市では、個人住民税(特別徴収分)の納入書は給与支払報告書(総括表)の「納入書の送付」欄の記載内容によらず、事業者様の前年度の納入方法にあわせて送付を決定しています(電子納税をされている事業者様には納入書は送付していません。)

【お問合せ先】横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)

〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階  
TEL:045(671)4471  
受付時間:8時45分～17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)



横浜市 特別徴収

## ～償却資産申告書(固定資産税)の提出について～

【提出期限】令和7年1月31日(金)です!

「よくある質問」

### Q 賃貸用駐車場を所有していますが、申告は必要ですか?

A 舗装やフェンス等は償却資産に該当するため、申告が必要です。

### Q 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。申告書は全市分を1枚にまとめても良いですか?

A 資産が所在する区ごとに申告書を作成し、全て償却資産センターに提出してください。

### Q 毎年送られてきていた申告書が今年はまだ届かないのですが、いつ届きますか?

A 本市では、毎年12月中旬に対象者を絞って申告書を送付していますが、別途はがきを送付している場合もありますので、ご確認ください。

【お問合せ先】横浜市償却資産センター(財政局償却資産課)

〒231-8343 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階  
TEL:045(671)4384  
受付時間:8時45分～17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)



※区役所では受け付けておりませんのでご注意ください。 横浜市 償却資産センター

## eLTAXによる電子納付をご利用ください!

納付方法:インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付、ATM

横浜市の対象税目:個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)、個人市民税・県民税(退職所得)、法人市民税、事業所税

※地方税お支払サイトでは、個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)が納付できます。

地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用し、自宅や職場から全ての地方公共団体へ、一括で電子納付することができます!



エルタックス

## 年末調整指導会のお知らせ(予約不要)

専従者給与や給料賃金の支払いがある事業主の方は、年末調整を行い、源泉所得税を1月20日(納期の特例適用者)までに納付することになっています。なお、納付税額が無い場合でも税務署へ納付書の提出が必要となります。

開催期間	令和6年12月2日(月)～令和7年1月20日(月) (土日祝日、12月27日～1月6日、1月15日を除く)
会場	一般社団法人横浜南青色申告会(市営地下鉄蒔田駅から徒歩5分) 南区宿町2-44-6 ☎713-3111
受付時間	9時00分～11時00分 13時00分～15時30分 (混雑した場合は受付を途中で締切ることがございます。)

### 「お持ちいただくもの」

- ① 令和6年分所得税源泉徴収簿(支給月日、総支給金額、算出税額等を記入の上お持ちください。)
  - ② 令和6年分給与と所得者の扶養控除等(異動)申告書(記入の上お持ちください。)
  - ③ 令和6年分給与と所得者の保険料控除申告書
  - ④ 令和6年分給与と所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書
  - ⑤ 上半期(1月から6月)の納付書の控え
  - ⑥ 納付書(税務署から送付されます。)
  - ⑦ 各種控除証明書(従業員、専従者分)
    - 国民年金、生命保険、地震保険、小規模企業共済等
    - 国民健康保険は支払額の集計をお願いします。
  - ⑧ 横浜市特別徴収センターから送付された書類
- ※1 開催期間中のみ年末調整の指導をいたします。  
※2 ③・④は国税庁ホームページからダウンロードできます。事務局にも用意しております。

## 会計ソフト「ブルーリターンA」の購入を検討されている方へ

会計ソフト「ブルーリターンA」の今年度の販売は、**10月31日(木)**をもって終了となります。購入希望の方はお早めにお買い求めいただきますようお願いいたします。

## 予定納税額の減額申請について

予定納税額の通知を受けている方のうち、その年の10月31日の状況で所得税及び復興特別所得税の見積額が、廃業、休業又は業況不振等の理由により予定納税基準額よりも少なくなる方は、**11月15日**までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。詳しくは、青色申告会事務局(713-3111)までお問合せください。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金に不安を感じたら

無理のない月額で積立をしたい

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

2 掛金は全額所得控除

3 受取時も税制メリット

他にもこんな特徴があります。

- ・月々の掛金は1,000円から
- ・契約者貸し付けの利用が可能
- ・共済金の受給権は差押禁止

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00～17:00

## 令和5年9月からオンライン手続きスタート

ご要望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。新規加入、掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、氏名・住所等の変更 など

小規模企業共済制度の詳細内容は2次元コード又はホームページからご確認ください。



小規模共済



### 着任のご挨拶

横浜南税務署長  
長井 みわ



一般社団法人横浜南青色申告会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年7月の人事異動により、横浜南税務署長を拝命しました長井でございます。前任の井上署長同様にご厚情のほど、よろしくお願い申し上げます。

武田会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に對しまして、格別なご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、令和5年分の確定申告期におきましても、署の申告書作成会場の青色コーナーの運営にご協力をいただいたほか、会員の皆様に対する適正な申告にご尽力いただきました。この場をお借りし、心から感謝申し上げます。

現在、国税当局では納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献も図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んでおり、本年1月から電子取引に関するデータ保存の完全義務化が開始した電子帳簿保存制度への対応など、皆様方との連携・協力は欠かせないものと考えております。皆様方には、引き続き相続税なども含めた各税目のe-Taxの利用や年末調整手続の電子化、キャッシュレス納付、その他会計・税務のデジタル化を含めた様々な側面から業務のデジタル化促進を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人横浜南青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

### 横浜南税務署 定期人事異動

- \* 副署長 増永 寛仁
- \* 個人課税第1部門統括官 仲谷 秀孝
- \* 個人課税第1部門指導担当 松田 隆司

### 支部だより

### 寿支部

#### 暑気払い

8月7日(水)午後5時より、ダンスとカラオケの店「舞」にて会費制による暑気払いが開催されました。いつもは青色申告会館にて14時より役員会を行っていますが、連日のうだるような暑さで疲れ切っている体を少しでも癒やそうと三役の案に私達が同調して決まりました。

初めに比留川支部長より「いつも会活動に協力して下さってありがとうございます。これからも色々な行事がありますからご協力を頂きますようお願いいたします。」とご挨拶があり、その後上矢本部長女性部長手作りのお料理と元野菜のお店を経営されていた鈴木理事等の一〇〇%手作りのお料理が所狭しと並び、目にも鮮やかな体にいい物ばかりで本当に美味しかったです。

お店も貸切りにして下さり久しぶりのカラオケだと言うわりには歌もダンスも途切れる事の無い2時間30分でした。11名の笑顔の中で終了となりました。皆様お疲れ様でした。

曾根 由美子

### プロムナード

#### 歴史雑感①

世取山 政勝

南区は、昭和十八年中区

より分区して、昨年で八十年、官民協力して祝賀行事が執り行われた。

顧みて思うに、今から五十年前、南区制三十周年記念事業として「南区の歴史」を編纂することになった。それは区の歴史と称する刊行物は、パンフレット程度の物しか無かった。

小生往時三十才そこそこの若造だったが、ひよんなことから、この記念すべき編纂者の末席に坐らされる羽目になった。諸先生、諸先輩の方々から教えを仰ぎ、ご指導を賜ったことが思い出され、五十年を経た今日ではあるが、まだまだ未熟で自分自身忸怩たる思いがある。往時の小生、普段ならば、諸先生、諸先輩の中に入って対等な立場で話が出来得る身程では無かったが、この時は何かの酒席で話が多いに弾み、色々な話題が飛び交っていた。

その中で特に思い出される話があった。どのような経緯でこのような話題になったのか。「幕末の政治論、人物評価などは素人が決して手を出してはいけない。纏まりが付かなくなり頭を抱えてしまうのが落だ。特に人物評などはその極みだ。歴史小説家の先生達にお任せすべきだなア」等々、酒が入っているのでは何処迄が本音なのか分からなかったが……。

さて、小生今般、幕末の混乱期、その中で動ごめいていた(活躍していた)人物を取り上げて某所で某日話をする羽目になり、その困難さを熟く思い知らされた。世の中が大きく変動

する時には、全く予想外の事が次々と生じて、それらが人を介して複雑に絡み合い、又それらが相互に深く、時には浅く影響し合いながら、紆余曲折。

これらは日本が近代国家へと変容する為の避けられぬ陣痛なのであろうか？弱体化した幕藩制度の復活維持に心血を注いだり、倒幕という結果に終わり無念の涙を吞まされた人達。又、志中途で倒れた多くの名も無き人達。乱世を上手に切り抜けて明治近代国家設立に関与した人達。これら数々の人達の思いが、果たして近代国家、明治時代の繁栄に寄与し得るものであったのか？現代に生きる我々は、再度深く幕末と明治時代を再考する必要があると思うのだが如何で有りませうや!!

歴史に於いて正邪の判別は非常に困難である。その時々々に置かれた人達の立場によってはその評価たるや正反対のものにもなり、一概判別をするべきでは無い、とは思うのだが？

「幕末混乱期の人物評価など歴史小説家に任せ、素人など手出無用」そう断じた諸先生諸先輩の言葉が心に突き刺さってくる。往時の「南区の歴史」編集委員の方々十二名で、現在殆どの方々が鬼籍に入られておられますが……。

しかし小生、敢えて触れさせて戴きたい。西区の丘陵、衣冠に身を正して、横浜港を睥睨して居られる「井伊掃部頭直弼を」!!

つづく

**歓迎 新入会員** 令和6年 8・9月度

【磯子】山崎 方之 JOTA-SAN  
コンサルタント (事)磯子区

【事務局】細田 譲二 ライフ・デザイン相談室  
住宅コンサルタント (事)西区 (敬称略)

※ここで紹介している新入会員は、本紙に掲載希望の方のみ掲載させていただきます。

遊ぶ! 癒される! 泊まる! 今すぐチェック!

施設をお得に利用できる **優待割引券** 配布中

ホームページ・facebookでは期間限定等のお得な情報を発信しています!

あおいろ優待サービス 検索

https://www.facebook.com/aiiro.kanagawaken.service/

Panasonic Homes

青色申告会 パナソニック ホームズ パナソニック ホームズグループは青色申告会さまと提携しています

**個別相談会**

無料・完全予約制

新築・建替え リフォーム・修繕 不動産管理・売却

ご好評につき、今年も開催! パナソニック ホームズグループによる無料個別相談会のご案内です! ご自宅やご所有不動産など不動産に関するご相談・お困り事に、豊富な知識でお答えします。

日付 11月 7日(木)・11月 18日(月)  
12月 10日(火)

時間 14時~15時 または 15時~16時

場所 (一社)横浜南青色申告会

まずは“ご相談”がお悩み解決の「第一歩」です

■青色申告会事務局にてご予約 電話番号 045-713-3111

■パナソニックホームズにお問合せ 電話番号 0120-8746-85 WEB申し込み